

頼れる街の法律家、行政書士による/ 予約優先

第51回堺まつり 行政書士相談会

日時

2024年10月20日[日]

開催時間:10:00~16:00

場所

堺山之口商店街アーケード内

住所:堺市堺区大町東1

交通:阪堺電気軌道阪堺線「宿院駅」「大小路」より徒歩約4分

ご来場者様に
当会オリジナル
ノベルティやお菓子
をプレゼント!

個別無料相談ブース設置 ※予約優先 ご予約連絡先 072-234-3999

御相談内容

専門の行政書士が御回答致します!!

●遺言・相続 ●法人設立 ●建設業許可 ●国際関連(在留資格・帰化申請)

●交通事故 ●成年後見人 ●その他許認可等

※行政書士業務以外の御相談は法律の規定により御回答出来ない場合があります。

御来場特典

ブース来場者には粗品進呈!!

チラシ裏面に記載の○×クイズにご回答いただき本チラシをご提示いただいた来場者の方に当会オリジナルノベルティをプレゼント致します。

○×クイズは回答と解説もお渡しさせていただきます。

※ノベルティは無くなり次第終了となります。

日本行政書士会
連合会
公式キャラクター
ユキマサくん



行政書士堺

セミナーに関するお問い合わせ・無料相談会のご予約はこちら

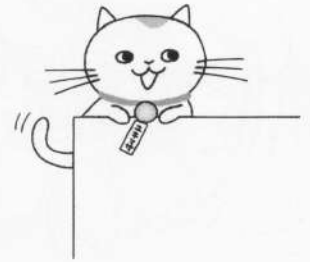
TEL.072-234-3999

主催/大阪府行政書士会 堺支部 TEL:072-234-3999 FAX:072-261-3583



堺まつり ○×クイズ ～by 大阪府行政書士会堺支部～

次の各文は正しいでしょうか？間違っているでしょうか？
下の解答欄に○×をご記入のうえ、山之口商店街の
大阪府行政書士会堺支部のブースにお持ちください。
景品を差し上げます！



- Q 1. 遺言者は、遺言書に記載した不動産(土地・建物)を売却することができなくなる。
- Q 2. 遺言書は、相続人となる者など利害関係者の了解を得ずに作成することができる。
- Q 3. 介護で世話になった長男の嫁に財産の一部を譲ることを遺言書に書くことができる。
- Q 4. 公正証書により特定の不動産を長男に相続させる旨の遺言書を作成した後、自筆により同じ不動産を二男に相続させる旨の遺言書を作成しても常に公正証書による遺言書が有効だ。
- Q 5. 裁判所に持ち込まれた遺産分割事件で解決したものを遺産額5千万円以下と5千万円を超えるものを比較すると後者の件数が多い。
- Q 6. 銀行ローンなどの借金を除外して、プラスの財産のみを相続することができる。
- Q 7. 任意後見契約は、本人と任意後見人となる者が自由意思で締結するものなので、国の関与はいっさいない。
- Q 8. 自転車でもヘルメットは着用しないとイケない。
- Q 9. 道路の一時停止は、自動車だけで、自転車は一時停止をする必要がない。
- Q 10. 交通事故の相談は弁護士だけでなく行政書士も受けることができる。

<解答欄>

Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	Q 5	Q 6	Q 7	Q 8	Q 9	Q 10

大阪府行政書士会堺支部では、無料相談会を実施しております。

詳しくは当支部のホームページをご覧ください。